

(別紙1)

令和8年度とっとりアグリマネジメントアカデミー運営委託業務仕様書

1 本業務の目的

鳥取県では、中山間地域を中心に高齢化等による農業者のリタイアや後継者不在による担い手不足の問題は年々深刻化するとともに、受け皿となる県内既存経営体の重要度は年々増しており、地域の核となる既存経営体の育成は本県農業の重要な課題となっている。

既存経営体が農地等を受け継ぎ、地域を支える継承者として着実に発展していくためには、経営現場で実践活用できる経営知識等スキルの習得と地域から信頼を得る経営者マインドの醸成が重要である。

そこで本業務は、農業経営者の自己成長意欲の醸成を図り、経営発展に必要な知識の習得する研修を行うことで、地域農業の継承者として自己成長を促進することを目的とする。

2 業務概要

(1) 研修の企画・運営

3 業務期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

4 本業務の内容

(1) 研修の企画・運営

ア 開設コース

(ア) 別表のコースを開設すること。

(イ) 各コースは別表の目的を達成するために、必要となる要素を盛り込んだカリキュラムを設計すること。また、成果物の提出が必要な講座については、講義内容とともに受講者に成果物を作成させること。

(ウ) 開催地域、開催時期、講義日数、定員、受講料について、別表のとおり定める。

(エ) 未定事項については発注者と協議の上、決定する。

イ 研修講師

(ア) 講師は、農業経営に関する専門的知識・経験を有する、大学教授、中小企業診断士・社会保険労務士等の有資格者、先進農業経営者及び農産物の実需者等とし、カリキュラムに定める講義を実施し、受講者を到達目標へ導く事ができる者を選定すること。

(イ) 講師は発注者の承諾を得て決定すること。

ウ 入校審査

受講希望者に電子媒体の申込書を提出させ、入校の可否について、発注者の審査を受け、受講希望者に回答すること。

エ 受講料の徴収

(ア) 受注者は、受講希望者に対し、受講料についての(イ)～(オ)に定める事項を十分に周知しなければならない。

(イ) 受注者は、別表に定める額を受講者から徴収しなければならない。

(ウ) 一旦納入された受講料については、受講者の都合による欠席や受講を中止した場合等においては、原則返還は行わない。なお、天災などのやむを得ない事情により研修が実施されなかった場合においては、発注者と協議の上、返還を行うものとする。

(エ) 受注者は受講料を納入した者に領収書を発行すること。

(オ) 受注者は受講料の納入状況を確認し、発注者に報告すること。

カ 講義資料

受注者は、研修に係る資料を準備し、原則として講義が行われる前日までに発注者に配布すること。また、内容については講師と入念に調整すること。

キ 研修当日の運営

研修当日は会場設営、進行、受講者及び講師への対応等、必要な業務を行うこと。また、オンラインで開催する講座については、必要に応じて受講者に対する接続テストを事前に行うこと。

ク 補講資料の作成

- (ア) やむを得ず欠席した受講者に在宅での補講を実施させるため、講師の了承を得て講義を録画したデータ等の資料を作成すること。
- (イ) 研修終了後に新たな受講希望者があった場合は、受講希望者に電子媒体の申込書を提出させたうえで、録画視聴を案内すること。

ケ コースの修了

受講者に対する各コースの修了要件の説明及び修了証書の発行は発注者が行うこととし、修了要件は以下のように定める。また、受注者は受講者が修了要件を満たせるよう成果物の提出を促すこととし、欠席者が補講を希望する場合には、クの(ア)に定める資料等を提供し、受講状況を確認すること。

(ア) 修了要件

- a 原則、全日程を受講していること。欠席した場合は講義データ等による補講を認める。

コ アンケートの実施

受注者は各コースの最終日の講義終了後に受講者に対してアンケートを実施し、その結果をまとめて発注者に報告すること。内容については発注者の指示によること。

サ 研修に係る経費

受注者は研修に係る次の経費を支出すること。

- (ア) 研修講師への謝金
- (イ) 会場の使用に係る経費
- (ウ) その他上記業務に係る経費

シ その他

- (ア) 受講者が確定した時点で、講師に対し受講者の経営情報等の情報を提供すること。
- (イ) 講師と受講者、受講者同士での結びつきや連携を深める研修体制に配慮すること。
- (ウ) 各回の講義内に、受講者が講義内容を振り返り、受講して得た学びや感想を共有する時間を設けること。
- (エ) 受講者の情報（住所、氏名、年齢、所属、受講動機、出欠状況等）を把握し、名簿にまとめて適切に管理するとともに、各コース終了後に発注者に提出すること。
- (オ) 各コースの成果物（受講者個人の経営目標及び実行計画書等）については、県農業改良普及所等と連携しながら受講者に作成させること。

5 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の制限

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託先ごとの業務の内容、委託契約書の案、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で協議し、発注者の了解を得た場合はこの限りでない。

8 守秘事項等

- (1) 受注者は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用する

こととし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、委託業務に従事する者並びに7の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(3)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

1.1 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

1.2 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は発注者受注者協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1.3 事故等発生時の対応義務

(1) 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(2) (1)の場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.4 一般的損害

委託業務を行うにつき生じた損害(15の(1)又は(2)に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

1.5 第三者に及ぼした損害

(1) 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

(3) (1)及び(2)の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たる。

1.6 責任の制限

発注者受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注

者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.7 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、委託業務を完了したときは、その日から7日以内又は令和9年3月26日のいずれか早い日までに本業務の実施状況を総括した完了報告書を作成し、各業務で用いた資料等のデータと併せて発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- (5) (2)及び(3)の規定は、(4)の再検査の場合において準用する。

1.8 委託料の支払等

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、1.7の(2)(1.7の(5)において準用する場合を含む。)の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、1.7の(2)(1.7の(5)において準用する場合を含む。)の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

1.9 口座振替依頼

- (1) この契約に基づく発注者から受注者への支払は、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第39条第3項の規定により口座振替の方法により行うものとする。
- (2) 受注者は、この契約締結後30日以内に口座振替依頼書(別記様式)を発注者に提出するものとする。

2.0 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に委託業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分(受注者が既に委託業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

2.1 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

2.2 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

2.3 任意解除

- (1) 発注者は、2.4又は2.5の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができ

る。

- (2) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者受注者協議して定める。

2.4 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

イ 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由なく、2.2の(1)の履行の追完がなされないとき。

エ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- (2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.5 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 委託業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ アからウに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が2.4の(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.6 解除の制限

本仕様書の24の(1)及び25の(1)のアからエまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、24及び25の規定によるこの契約の解除をすることができない。

27 賠償の予定

受注者が25の(1)のオに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

28 個人情報の保護

- (1) 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、7の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

29 専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

30 その他

- (1) 受注者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (3) 契約書の作成に当たり、本仕様書の6～29を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。
- (4) 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更することがある。

【別表】

区分	コース名	開催方法	対象者	目的	成果物	講義日数	定員	受講料(1経営体あたり)
1	農業経営発展コース	対面又はオンライン	販売額が概ね5,000万円以下であり、法人化を含め意欲的に将来の経営発展を志向する経営体	自身の経営状況を理解するとともに経営発展の必要性を認識し、経営について知識を学ぼうとする意識が醸成されること。	—	3日以上	制限なし	無料
2	地域を支えるトッパー養成コース	対面又はオンライン	販売額が概ね5,000万円以上であり、自らが積極的に地域を支え、農業経営のトッパーとして意欲的に経営発展・規模拡大を志向する経営体	地域の継承者として経営発展するために以下の内容を学び、農業現場で即実践できる経営戦略実行プランを策定する。 ①経営理念・経営ビジョン ②財務マネジメント(経営評価・分析、設備投資、資金調達、補助金) ③組織マネジメント(人材確保・育成・人事評価) ④その他(M&A・地域継承、販売戦略、先進経営ケーススタディ(産業分野は問わない))	経営戦略・実行プラン	7日以上	20名程度	3万円